

よりそい

2021年12月 冬号
VOL16

カレンダーも最後の一枚となりました。12月の声を聞くともう一年が終わるのかと思い、月日の流れの速さに歳を感じてしまいます。

忙しい年末ですが、ご家族皆様が健康で新年を迎えられますようお体に気を付けてお過ごしください。

ひまわり館では、福祉・保健・介護等の専門職員が皆様の生活のお悩みをお聞きして、解決に向けたご支援をします。お気軽にご相談ください。

野木町総合サポートセンター ひまわり館

開館日：月曜日～金曜日 8:30～17:15
休館日：土曜・日曜・祝日・年末年始
住所：野木町大字丸林582番地1
TEL：0280-33-6878
FAX：0280-33-6879



★ 年末年始休館のお知らせ ★

12月29日（水）～1月3日（月）まで

お知らせ

ひまわり館 きっずサロン ～あそVIVA～

今年もきらびやかなイルミネーションが街を彩る季節となりました♪
さて、12月というとクリスマスを思い浮かべますね。今月はお子さんの可愛い手形や足形を使って、クリスマス工作に取り組んでみませんか！
子育てについてのご相談も随時受け付けております。どうぞ、お気軽にお立ち寄りください。



- 🔔 日 時：令和3年12月14日（火）10時～11時30分
- 🔔 内 容：わくわく工作教室（クリスマス工作）
- 🔔 対 象：町内在住者
- 🔔 人 数：5組（10名まで） ※事前予約制
- 🔔 場 所：総合サポートセンター「ひまわり館」キッズルーム
- 🔔 申 込：12月6日（月）～12月10日（金）
8時30分～17時15分
（申込先：ひまわり館）



- ★ 当日、受付で検温を実施します。体調のすぐれない方は、参加をご遠慮いただく場合があります。
- ★ マスクの着用にご協力ください。
- ★ 新型コロナウイルス感染症の拡大状況等により、中止となる場合がございます。



野木町では、高齢者の方々の日常生活を支援するため、様々なサービスを実施しています。
※このコーナーは、シリーズでご案内しています。

ごみ出しサポート事業

家庭ごみをごみ集積所に出すことが困難な高齢者や障がい者などを対象に、家庭ごみの個別収集と声かけによる安否確認を行い、安心して暮らせる生活を支援するものです。

○対象世帯

町内に居住し、世帯全員が次に該当し、自ら家庭ごみをごみ集積所まで出すことが困難で、ごみ出しの協力が誰からも得られない世帯

- ・要介護2から要介護5までの認定を受けている方
- ・身体障害者手帳の視覚障害1級又は2級、肢体不自由障害1級又は2級を所持する方
- ・精神障害者保健福祉手帳1級を所持する方
- ・療育手帳A1又はA2を所持する方
- ・年齢が満85歳以上でごみ出しが困難な方
- ・その他町長が必要と認める方

○事業の内容

原則週1回、自宅に伺い、声かけし、安否や健康状態などを確認した上で家庭ごみを収集します。

※その他収集日時などの要件がありますので、詳細についてはお問い合わせください。

(問)野木町生活環境課 ☎57-4246



ふれあいサービス

暮らしの中でのちょっとした困りごとのある方(利用会員)とちょっとしたことをお手伝いできる方(協力会員)が会員となり、助け合う活動を通して、お互いさまの気持ちで支え合う地域づくりを目指します。

○対象世帯

利用会員：65歳以上のみの世帯、要支援・要介護のみの世帯、障がい者のみの世帯

協力会員：協力会員として、登録していただく町内在住者

○活動(サービス)の内容

町内において、1時間以内で終了する簡易な活動(サービス)

(住居等の掃除・整理整頓、買物の付き添い・代行、散歩付き添い、話し相手など)

○利用料

1回あたり500円

※事前に「ふれあいサービス利用券」をご購入していただきます。



(問)野木町社会福祉協議会 ☎57-3100

生活支援体制整備事業のご案内

地域にお住まいの方が高齢になっても、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように「医療・介護・生活支援・介護予防・住まい」の5つの要素が連携しながら、高齢者の在宅生活を支えるしくみづくり「地域包括ケアシステム」が必要です。

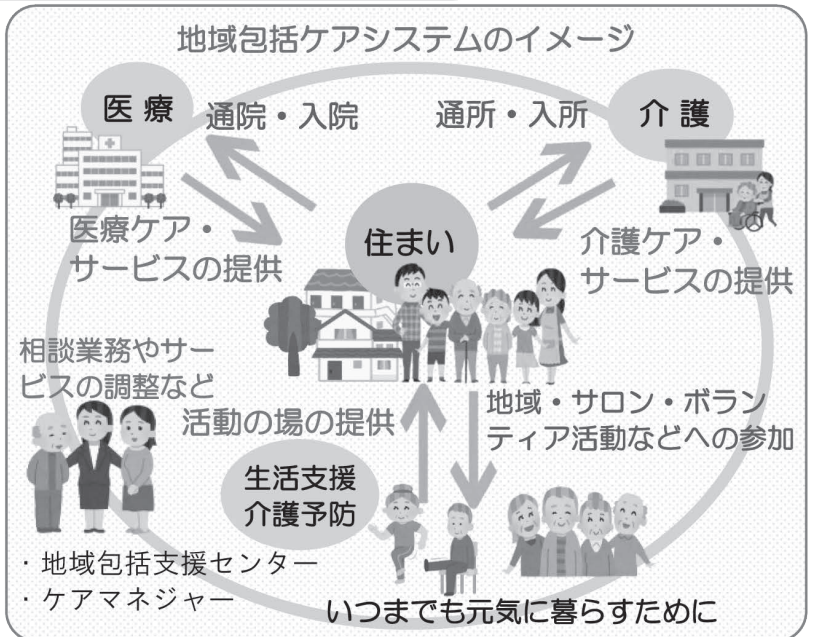
生活支援体制整備事業は、「地域包括ケアシステム」の中でも、「生活支援・介護予防事業」を実践する「支え合いの地域づくり」を推進していくもので、地域のみなさんや各種団体など様々な方々が連携しながら、高齢者の日常生活を支援するために本事業の活動により高齢者を支える地域づくりをすすめていきます。

※事業の詳細は、次号においてご案内いたします。

【お問合せ先】

野木町地域包括支援センター ☎57-2400

野木町社会福祉協議会 ☎57-3100





知っていますか？ おもいやり駐車スペース



栃木県では、身体・知的・精神に障がいのある方や、難病疾患、高齢者、妊産婦など、歩行に配慮を要する方のための駐車スペースを確保する『おもいやり駐車スペースつぎつき事業』を実施しています。

◆おもいやり駐車スペースつぎつき事業とは

公共施設や商業施設、飲食店、病院、ホテルなどの駐車場に設置されている障がいのある方などのための駐車スペースを適正にご利用いただくため、栃木県が県内共通の利用証を交付する事業です。

◆対象となる駐車区画

公共施設や商業施設、飲食店、病院、ホテルなどの駐車場で「おもいやり駐車スペース」の案内表示がある駐車区画です。

※協力施設については、県ホームページでご覧いただけます。

◆おもいやり駐車スペース利用証

- ・ 駐車スペースを利用する時に、車のルームミラーにかけて外から見えやすいように掲示します。
- ・ 本利用証は、道路上に設置された高齢運転者等専用駐車区画への駐車を可能にするものではありませんのでご注意ください。

※なお、本県で交付した利用証は、他府県での同様制度の協力施設でもご利用いただけます。



有効期限なし
(障害者、難病患者等用)



有効期限あり
(妊産婦、傷病人用)

利用証の交付が受けられる方



※交付窓口；野木町健康福祉課社会福祉係
野木町総合サポートセンター「ひまわり館」

交 付 対 象 の 方			確 認 書 類	
身体障害者	視覚障害	1級～4級	身体障害者手帳	
	聴覚障害	該当しません		
	平衡機能障害	3級、5級		
	音声言語機能障害	該当しません		
	肢体不自由	上肢		1級、2級
		下肢		1級～6級
		体幹		1級～3級、5級
		脳原病の運動機能障害		上肢機能
移動機能	1級～6級			
心臓機能障害、腎臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこう又は直腸の機能障害、小腸機能障害		1級、3級、4級		
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害、肝臓機能障害		1級～4級		
知的障害者		療育手帳の障害の程度が「A」の方	療育手帳	
精神障害者		精神障害者保健福祉手帳の等級が「1級」の方	精神障害者保健福祉手帳	
高齢者等		要介護状態の区分が要介護1～5の方	介護保険被保険者証	
難病患者		特定医療費(指定難病)受給者、小児慢性特定疾病医療受給者、指定難病の診断基準を満たしている方、一般特定疾患医療受給者 ※慢性関節リウマチ患者の方は、県南健康福祉センター(健康対策課 0285-22-1509)にお問い合わせください	指定医療費(指定難病)受給者証、通知書(特定医療費申請結果)、小児慢性特定疾病医療費受給者証、一般特定疾患医療受給者証のいずれか	
妊産婦		妊娠7か月から産後1年の方	母子手帳	
傷病人		医師の診断書等において「歩行が困難」と認められる方	医師の診断書・意見書等(「歩行が困難である」ことの記載必須)、身分証明書(運転免許証、保険証等)	

《栃木県健康福祉課地域保健担当》



『野木町フードドライブ』にご協力をお願いします！

賞味（消費）期限までに食べきれない等の理由でご家庭で余っている食品がありましたら、ぜひお持ち寄りください（一点から受付しています）。食の支援を行う機関・団体等をとおして、必要とする方々に提供されます。

★ ご提供(寄付)いただきたい食品 ★

- 缶詰 ○レトルト食品 ○インスタント食品 ○玄米・白米
- パスタ・うどん・ラーメン等の乾麺 ○乳幼児食品 ○醤油・味噌
- アルファ米・乾パン等の長期保存食



◆受け取りができない食品◆

- 賞味（消費）期限が3か月を切った食品
- 賞味（消費）期限が明記されていないもの
- 開封されているもの
- 常温で保存できないもの
- 生鮮食料品（肉・魚・野菜等）
- 冷凍・冷蔵が必要なもの
- 酒類 など

《食品の受付場所》

- 野木町総合サポートセンター「ひまわり館」
月曜～金曜 8:30～17:15（祝日・年末年始を除く）
 - 野木町ボランティア支援センターきらり館
火曜～日曜 9:00～16:00（年末年始を除く）
 - 野木町老人福祉センター ホープ館
月曜～金曜 8:30～17:15（祝日・年末年始を除く）
- ※各施設の開館日・時間にお持ち寄りください。



のぎのんの「これな～に？」

「大晦日（おおみそか）」

一年の最後の日である「大晦日」。古代の日本では、1日の始まりは夕方からと考えられていたため、この**大晦日の夜から新年が始まる**と考えられていました。大晦日は一晩中起きて、歳神様をお迎えする大切な夜です。

【除夜の鐘】

大晦日の夜に深夜0時を挟んでつかれる108回の鐘。この鐘は梵鐘（ぼんしょう）と言い、**その音には「苦しみや迷いを断ち切る力」**があるとされています。108回と言う回数には諸説あります。

○人間の煩惱の数

- ・人間の心を煩わし、身を悩ませる全ての迷いや欲望のこと

○一年を表す数（中国由来の季節の暦のようなもの）

- ・一年12か月、二十四節気、七十二候

○四苦八苦（苦しみ）を表す数。

いずれも除夜の鐘を鳴らすことで怒りや苦しみ、欲望などを取り払い、新しい気持ちで新年を迎えようという意味があります。年内に107回つき、年が明けたタイミングで最後の1回をつくのが一般的です。お寺によっては様々ですが、鐘の前で合掌して心を落ち着かせてから優しく鐘を鳴らしましょう。



これおめでとう！ サンちゃんの相談コーナー



12月と言えばクリスマスです♪

なんといっても楽しみなのはクリスマスプレゼント♪



でも海外ではブラックサンタクロースが悪い子を懲らしめるという逸話も…



悪さする子はいないか！？



子どもも大人もサンちゃんも
良い子にしてクリスマスを迎えましょう

Merry Christmas♪



今月のオススメ絵本

★ サンタさんからきたてがみ ★